

飯綱町ひとり親世帯家賃助成金交付要綱

(交付の目的)

第1条 この要綱は、町内の賃貸住宅及び公営住宅（以下「賃貸住宅等」という。）に居住し、町内に住所を有するひとり親世帯に対し、家賃の一部を助成することにより、その世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整備することを目的とする。

2 この要綱に基づく助成金（以下「助成金」という。）の交付手続等は、飯綱町補助金等交付規則（平成17年飯綱町規則第27号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住所を有する世帯 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定による本町の住民基本台帳に登録されている者をいう。
- (2) 月額家賃 建物賃貸借契約書に規定されている月額賃料で、共益費、管理費、駐車場費等を除いたものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 町内の賃貸住宅等に入居している者であること。
- (2) 賃貸住宅等の所在地に住所を有する世帯であること。
- (3) 初回申請時の助成対象者の年齢が満50歳以下であること。
- (4) 満18歳以下の親族を扶養していること。
- (5) 初回申請時から町内に3年以上居住する者であること。
- (6) 建物賃貸借契約の賃借人が会社名義等でないこと。
- (7) 2親等以内の親族が所有する賃貸住宅でないこと。
- (8) 飯綱町が賦課する税及び料金に滞納がないこと。
- (9) 飯綱町暴力団排除条例（平成23年飯綱町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 初回申請時において、過去に同様の家賃助成制度の適用を受けていないこと。

2 町長は、必要と認められる場合は、前項各号以外の要件を定めることができる。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、助成世帯1世帯につき月額1万円を上限とする。ただし、助成世帯の月額家賃が助成金の額に満たない場合は、その額とする。

2 この要綱に定めるもののほか、他の家賃助成制度により助成を受けている場合は、助成対象となる月額家賃から他の助成金の額を控除した金額を基準として算出するものとする。

3 助成金の額に百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。

(助成の期間)

第5条 助成の期間は、初めて当該助成金の交付申請のあった日の属する月の翌月から10年を限度とする。

(交付の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、飯綱町ひとり親世帯家賃助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、第1号及び第3号については、初回申請時のみとする。

- (1) 戸籍謄本又は住民票（世帯を証明できるもの）
- (2) 賃貸借契約書の写し
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 助成金の交付の申請は、年度ごとに行うものとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは交付の決定を行い、飯綱町ひとり親世帯家賃助成金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(内容の変更)

第8条 助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容に変更が生じたときは、飯綱町ひとり親世帯家賃助成金変更承認申請書（様式第4号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更することができる。

3 町長は、前項の規定により交付の決定の内容を変更した場合は、飯綱町ひとり親世帯家賃助成金交付決定変更通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第9条 交付決定者は、指定の期日までに飯綱町ひとり親世帯家賃助成金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、年度途中で助成の期間が終了したときは、直ちに請求することができるものとする。

- (1) 家賃納入証明書（様式第7号）及び家賃の支払が確認できる書類（公営住宅は不要）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定の取消)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事項に至った日の翌日から交付の決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、飯綱町ひとり親世帯家賃助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

（1） 前条第1項に該当する状態に至った後に助成金の交付を受けた場合

（2） 前号のほか、町長が相当の理由があると認めた場合

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱施行の際、助成の期間については従前の要綱の規定に基づいてなされた期間を通算する。

年 月 日

飯網町長 様

申請者

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日 (満 歳)

電話番号

飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付申請書

年度飯網町ひとり親世帯家賃助成金の交付を受けたいので、飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

新規・継続の別	新 規 ・ 継 続		
月 額 家 賃	_____ 円 ※共益費・管理費・駐車場費等を除く		
世 帯 構 成	氏 名	続柄	職 業
		本人 (申請者)	
添付書類 (1) 戸籍謄本又は住民票 (世帯を証明できるもの) ※初回申請時のみ (2) 賃貸借契約書の写し (3) 誓約書兼同意書 (様式第2号) ※初回申請時のみ			

誓約書 兼 同意書

私は、飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく助成金の申請にあたり、当該要綱を遵守するとともに次のことについて誓約及び同意します。

- (1) 飯網町の町民として3年以上居住することを誓約します。
- (2) 飯網町が賦課する税及び料金に滞納はありません。また、このことについて飯網町の各担当者に当該納付状況を確認することに同意します。
- (3) 飯網町暴力団排除条例（平成23年飯網町条例第21号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではありません。
- (4) 要綱第11条第1項各号のいずれかに該当することになったときは、助成金の全部又は一部を返還します。

年 月 日

申請者 住 所

氏 名 印

【参考】

（交付の決定の取消）

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事項に至った日の翌日から交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第3条の要件を欠いたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が相当の理由があると認めた場合

2 町長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付決定取消通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。ただし、やむを得ない特別の事由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 前条第1項に該当する状態に至った後に助成金の交付を受けた場合
- (2) 前号のほか、町長が相当の理由があると認めた場合

様

飯網町長

飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町ひとり親世帯家賃助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

年 月 日

飯網町長 様

交付決定者

住 所

氏 名

電話番号

印

飯網町ひとり親世帯家賃助成金変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定のあった飯網町ひとり親世帯家賃助成金について、下記のとおり内容を変更したいので、飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付要綱第8条の規定により申請します。

記

変更項目	変更前	変更後
変更理由		

様

飯網町長

飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付決定変更通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町ひとり親世帯家賃助成金について、下記のとおり変更交付することに決定したので通知します。

記

1 変更交付決定額	_____	円
	(変更前)	円)

飯網町長 様

住 所
氏 名
電話番号



飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付請求書

年度飯網町ひとり親世帯家賃助成金について、下記のとおり請求します。

記

1 助成金請求額 _____ 円

2 助成金振込先

金融機関名		支店名	
口座番号		口座種別	普通 ・ 当座
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

飯網町長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

家賃納入証明書

年度飯網町ひとり親世帯家賃助成金について、下記のとおり家賃の納入を証明します。

記

支 払 期 間	年 月 日～ 年 月 日
支 払 月 数	ヶ月
家 賃 月 額	円
支 払 総 額	円
添付書類 家賃の支払いを証明できる書類	

様

飯網町長

飯網町ひとり親世帯家賃助成金交付決定取消通知書

年 月 日付で申請のありました飯網町ひとり親世帯家賃助成金について、下記の理由により交付の決定を取り消します。

記

1 取消理由